

令和6年度 広報・啓発等の状況について

1 市民憲章推進者の表彰

市民憲章の推進に当たっては、特に市民の皆様に模範と認められる方を毎年表彰しています。なお、令和2年度から「京都市自治記念式典(※)」内において表彰を行っています。

※京都市自治記念式典

京都市では毎年10月15日を「自治記念日」として、京都に息づく自治の精神の大切さを再確認するとともに、本市政の推進に尽力された方々の御功績をたたえ、表彰状の贈呈を行っています。

【市民憲章表彰者数（過去5年）】

	個人	団体
令和6年度	186名	12団体
令和5年度	195名	6団体
令和4年度	195名	10団体
令和3年度	223名	7団体
令和2年度	213名	17団体

【市民憲章表彰者数（累計）】

	個人	団体
累計（昭和32年以降）	6,616名	1009団体

2 市民しんぶん掲載

(1) 配布部数

約63万部（全戸配布）

(2) 内容

市民憲章の理念や令和6年度の推進テーマ、市民に身近な行動例について、分かりやすく紹介しています。（資料25ページ「きょうと市民しんぶん令和6年10月1日号(抜粋)」を参照）

3 京都市公式SNS（LINE、Facebook、X）での発信

(1) 発信日

令和6年10月3日

(2) 内容

市民憲章の概要や、市民憲章を推進する行動例等に関する情報を配信

4 市民憲章啓発リーフレットの作成

(1) 配信方法

京都市ホームページ「京都市情報館」に掲載

(2) 内容

令和6年度の推進テーマ及び実践目標を中心に市民に身近な行動例を添えて紹介しています。(資料27～30ページリーフレット「市民憲章ってなんだろう？」を参照)

5 京都市ホームページ「京都市情報館」での発信

(1) アクセス方法

○URL

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000179077.html>

○京都市情報館[<http://www.city.kyoto.lg.jp/>]からもアクセスできます。

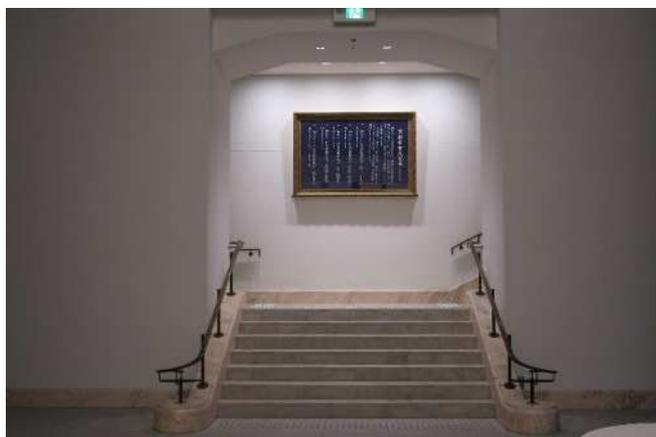
[トップページ] → [市政情報] → [市の概要・紹介] → [市民憲章]



(2) 掲載内容

市民憲章本文、推進協議会の紹介、令和6年度の推進テーマ、実践目標などの情報を掲載しています。

6 京都市役所本庁舎の市民スペースでの掲示



市役所本庁舎地下1階 市民スペース



市役所本庁舎1階 市民スペース

KYOTO
市民しんぶん
京都市広報誌

2024 10/1
NO.990

● 今月号の読みどころ ● 今月号のプレゼント
4面 市役の真顔ビジョンへの意見募集案
5面 自転車用ヘルメットの購入を補助
6面 市民憲章を実践しよう
8-9面 岡崎エリアで秋を満喫！
焼き菓子
1枚

住民票の写しが必要ですが、ウサギさんはなかなか時間が取れないようです。一方カエルさんは…？

今日も仕事で区役所へ申請に行けなかった～

住民票の写しはスマートフォンでスマート申請できるで～

詳しくは次ページ

スマート申請の他にも、便利で人に優しいデジタル化を進めています！



市民憲章を実践しよう！

市民憲章は、美しく豊かなまちを未来に引き継ぐため、1956年に市民の手によって全国に先駆けて定められた規範のこと。今回は、市民憲章の内容と行動例を紹介します。

問合せ 広報担当 TEL222-3094 FAX213-0286

市民憲章って何？

住みやすいまちづくりのために市民によって制定された5つの約束ごと。暮らしの中で心がけることがまとめられており、毎年度テーマを決めて推進しています。市では、市民憲章を率先して推進している個人や団体を毎年表彰しています。



京都市市民憲章

クリックで拡大
ドラッグで移動

わたくしたち京都市民は、

- 一、美しいまちをきずきましよう。
- 一、清潔な環境をつくりましよう。
- 一、良い風習をそだてましよう。
- 一、文化財の愛護につとめましよう。
- 一、旅行者をあたたくむかえましよう。



▲詳しくはこちら

今年度の推進テーマ 「世代や地域を超えて交じり合い、みんなの力で新しい京都を切り拓こう」

具体的に何を
やったらいいの？



難しく考えなくていいんです！
まずは簡単なことから始めましよう！



今日から行動してみよう！～行動の例～



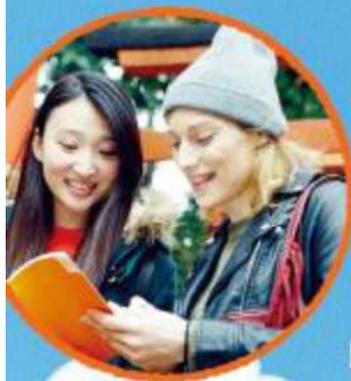
ごみの分別の徹底など、ごみ出しのルールを守る



町内会に参加するなど、地域とのつながりを日頃から大切にする



多彩な京都の文化や伝統、まちの歴史を学ぶ



しみんけんしょう

市民憲章って なんだろう？

令和6年度



市民憲章とは…？

京都市市民憲章は、私たちのまち・京都を美しく豊かにするために、市民の守るべき規範として、昭和31年に市民の皆様の手により制定されました。今日まで、住みよいまちづくりのために大切にしたいみんなの約束ごととして大きな役割を果たしています。市民憲章は全国600以上の都市で制定されていますが、京都市の市民憲章が日本で最初にできた市民憲章とされています。

つまり市民憲章とは

まちをよりよく、もっと好きになるために大切にしたいみんなの約束ごとです。

声に出して読んでみよう！

京都市市民憲章

わたくしたち京都市民は、国際文化都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの京都を美しく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここにこの憲章を定めます。この憲章は、わたくしたち市民が、他人に迷惑をかけないという自覚に立って、お互いに反省し、自分の行動を規律しようとするものであります。

わたくしたち京都市民は、

- 1. 美しいまちをきずきましよう。
- 2. 清潔な環境をつくりましよう。
- 3. 良い風習をそだてましよう。
- 4. 文化財の愛護につとめましよう。
- 5. 旅行者をあたたかくむかえましよう。

五箇条と言われる5つの約束ごとで定められているよ。

昭和31年5月3日制定

この市民憲章を日々の暮らしに生かし、より具体的な行動につなげていただくため、毎年「京都市市民憲章推進協議会」で定めた、「推進テーマ」と5つの「実践目標」とともに、身近に取り組むことができる「行動例」を紹介しています。「市民力」、「地域力」などのあらゆる京都の力を合わせて、明るい未来を切りひらき、「京都に住んでいてよかった」と感じる魅力あふれるまちづくりを進めていきましょう。

歌ってみよう！

京都市市民憲章の歌

あかるく

波谷 光明 作曲



- | | | | |
|------------------|-------------|-------------|-------------|
| 1. う つ く し い | ま ち を | き ず き ま し ょ | き ず き ま し ょ |
| 2. せ い け つ な | か ん き ょ う を | つ く り ま し ょ | つ く り ま し ょ |
| 3. よ い ふ う | し ゅ う を | そ だ て ま し ょ | そ だ て ま し ょ |
| 4. ぶ ん か ざ い の | あ い ご に | つ と め ま し ょ | つ と め ま し ょ |
| 5. り ょ こ う し ゃ を | あ た た か く | む か え ま し ょ | む か え ま し ょ |

※当時、別の作曲家によって作曲された市民憲章の歌もあり、学校によって歌っていた市民憲章の歌が違う場合があります。

れいわ ねんどすいしん
令和6年度推進テーマ

「世代や地域を超えて交じり合い、
みんなの力で新しい京都を切り拓こう」

1

しぜん びかん みどりゆた うつく
自然やまちの美観を守り、緑豊かな美しいまちにしましょう。

2

ちきゅう みらい まも かんきょう みちか とりくみ じっせん
地球の未来を守るため、環境にやさしい身近な取組から実践しま
しょう。

3

ひと たいせつ だれ く じぞくかのう
人とのつながりを大切にし、誰もがいきいきと暮らせる持続可能なま
ちをきずきましょう。

4

せかい ほこ きょうと ぶんか でんとう たいせつ まも つた
世界に誇る京都の文化や伝統を大切に守り伝えましょう。

5

りょこうしゃ こころ ぶ あ たいせつ きょうと
旅行者との心の触れ合いを大切にし、京都ならではの「おもてなし」
を実践しましょう。

できることからはじめよう！

きょう はじ こうどうれい
今日から始める行動例（できることをチェックしてみよう）

- 自転車等の放置やごみの不法投棄をしない・させない
- ごみの分別の徹底など、ごみ出しのルールを守る
- 資源物回収拠点を利用し、小型家電など資源物の回収・リサイクルに協力する
- 手付かず食品や食べ残しの「食品ロス」をなくす
- クルマの使用を控え、公共交通機関(市バス・地下鉄など)や自転車(シェアサイクル、レンタサイクルを含む)を利用する
- 笑顔であいさつをする、町内会に参加するなど地域とのつながりを日頃から大切にする
- 災害を想定し、3日以上のご飯や生活必需品を備蓄する
- 家具の固定など、すまいの地震対策を進める
- 住宅用火災警報器の設置・点検を行い、火災予防に努める

- 宅配便の再配達を減らすため、宅配ボックス等を積極的に利用する
- 飲食店や施設を利用する際は、なるべく事前予約を利用する
- 多様な文化を受け入れ、お互いの理解・尊重に努める
- 多彩な京都の文化や伝統、まちの歴史を学ぶ
- 京都の文化・習慣を国内外から訪れる人に伝え、市民生活と調和した行動(※)を促す

(※) 観光客の方に促す行動の例

- ・ 人が多い日中ではなく、人が少ない早朝に社寺拝観を行う等、混雑を避けることで、静寂の中、じっくりと京都の魅力に触れてもらう
- ・ 公共交通機関(市バス・地下鉄など)を上手に組み合わせて混雑を避けてもらう
- ・ 大きな荷物は、宿泊施設まで荷物を運ぶサービスを利用し、周りに迷惑をかけず、スマートに散策してもらう

市民憲章を実践している方の声



地域の学区内で「見守り隊」の一人として活動しています。週2回、朝8時頃、子どもたちや通勤する方たちに「いってらっしゃい」と声をかけています。始めてから4年がたち、「見守り隊」は私のライフワークの一つになりました。

この場所は、私自身が育ったところで、自分の子どもたちや孫も通学していた地域で愛着があります。そして、何より毎日顔を合わせる子どもたちがかわいくて。右も左も分からなかった小学1年生が、低学年の手を引

く頼もしい高学年になっていく成長や、最初は恥ずかしくて会釈しかできなかった子が「行ってきます！」と元気よく挨拶できるようになってゆく変化。子どもたちと顔を合わせるの、ほんのわずかな時間ですが、そこにはかけがえのない充実感があります。

また、見守り活動を行っていないときでも、「どこかで見覚えが」と、子どもたちや親御さんから声をかけていただくこともしばしば。これも「見守り隊」がくれた大切なご縁です。これからも地域の皆さんと協力しながら地道に活動を続け、知人や友人、そのご家族が多く暮らすこの地域の安全を見守っていきたく願っています。

【 推進者を表彰しています！ 】

毎年、地域の美化活動や福祉ボランティア、青少年の健全育成など、市民憲章を率先して実行されている方々に対して、表彰が行われています。

市民憲章とSDGs

大好きな京都を未来に引き継ぐために、私たちが60年以上に亘って取り組んできた「市民憲章」。そして、「誰ひとり取り残さない」の理念の下、貧困や不平等・格差、気候変動などの課題を解決し、持続可能な社会の実現を目指す「SDGs」。実は、「美しいまちをきずく」「清潔な環境をつくる」等、私たちが常日頃から「市民憲章」を意識し、取り組んできた活動は、「SDGs」と重なります。市民ぐるみで取り組んできた結果、大手新聞社が、ごみの減量など74もの項目を調べた「全国市区・サステナブル度・SDGs先進度調査」では、京都市が上位に選ばれています。（平成30年度1位、令和2年度2位、令和4年度4位）



市民憲章をはじめ、推進テーマや実践目標・行動例は、京都市ホームページにも掲載しています。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000179077.html>

京都市市民憲章

検索



京都市市民憲章推進協議会

<事務局> 京都市総合企画局市長公室（広報担当）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488

電話:075-222-3094 FAX:075-213-0286

